

行田市下水道事業運営審議会 会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、行田市下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、会議会場の広さ等を考慮し、議長が定める。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議運営の秩序維持のため、受付において傍聴人名簿（様式第1号）に自己の住所及び氏名を記入し、職員の指示により傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴人は、会議開催予定時刻の15分前から先着順で受け付ける。ただし、傍聴人名簿記入者が、第2条で定める定員を超えるときは、先着順により傍聴者を決定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席にはいることができない。

- (1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声機、メガホンの類又は笛、ラッパ、太鼓の類を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 会議の妨害となる器物等を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) テープレコーダー、カメラ、ビデオカメラ等を携帯している者
- (7) その他議事を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛にし、会議における言動に対して拍手その他の方法で、賛否の意思表示をしないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(撮影及び録音の許可)

第6条 傍聴人は、会議の様子を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、傍聴する際には職員の指示に従わなければならない。

(秩序の維持)

第8条 議長は、傍聴人がこの要領の規定に違反する場合は、これを制止し、その指示に従わないときは、その者を退場させなければならない。

(傍聴人の意見等)

第9条 傍聴人が感想又は意見がある場合は、感想等記入用紙(様式第2号)に氏名、感想等を記入したうえで、提出することができ、感想等記入用紙は公開を原則とする。ただし、会議内容に関係のないことや個人に対する中傷、その他示威的内容等を記入、提出、公開することはできない。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年 8月30日から施行する。